

令和7年度子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業プロモーション業務委託仕様書

この仕様書は、焼津市（以下「本市」という。）が受託者に委託して実施する「子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業プロモーション業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業プロモーション業務

2 業務目的

子育て世帯及び若者夫婦世帯（以下「子育て世帯等」という。）に対し、メディアやSNS等を通じて、本市の子育て施策や子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金（以下「住宅取得補助金」という。）制度等の情報発信を行うことで、本市への子育て世帯等の定住促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容等

受託者は、本業務の目的及び本市の魅力を理解するとともに、子育て世帯等の利用率が高いメディアやSNS等を捉え、以下の全ての業務を行うものとする。

(1) メディア（テレビ、雑誌、WEB（移住サイト）など）からの情報発信

ア 本市の子育て施策や住宅取得補助金について、子育て世帯等に対し、訴求力の高い内容で2媒体以上の情報発信を行うこと。

イ 本市が所有している画像や映像を使用することも可とする。

また、受託者が所有している画像や映像、借用映像を使用することも可とするが、手続等は受託者において行うこと。

ウ メディアの選定においては、本市と事前に協議を行うこと。

エ 内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2) 住宅展示場等でのイベント開催について

ア 県中部地区にある住宅展示場等において、子育て世代等を対象としたイベントを開催すること

イ イベントは6回以上開催（既存イベントへの出展も可）すること

(3) SNSを活用したプロモーション

ア SNS（YouTube、Instagramなど）による広告や、web広告（yahoo！リスティング広告、Google リスティング広告など）を活用し、広告配信を行うこと。

イ YouTube 広告を実施する場合は、住宅展示場等におけるイベントや、子育て世帯等の傾向を捉えた上で、効率的かつ効果的な手法により計画性を持って広告配信を行うこと。

ウ YouTube 上で動画を公開にあたっては必要なタイトル、サムネイル画像、概要説明及びタイムライン等を設定すること。

エ 広告配信エリアは、委託者と協議したうえで設定すること。

オ 広告配信における重要事項は、本市と事前に十分な協議を行うこと。

カ 再生回数等について目標数値を設定し、その目標数値に結び付く話題性・拡散性に繋がるプロモーション手法を提案・実施すること。

(4) 効果測定業務

ア 効果検証のスキームについて、概要や考え方を提案し、本市の承認を得ること。

イ 広告配信期間中、ウェブサイトの閲覧回数、広告の表示回数、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等の分析数値を、定期的かつ本市の求めに応じて報告するとともに、ターゲットの変更や絞り込み等の改善策を本市と協議の上で実施すること。

ウ 広告配信により得られたデータに基づくプロモーション方法を提案するとともに、本市職員を対象としたデータ分析、利活用のための説明会を開催すること。

(5) 独自提案

前記(1)から(3)の実施と連動して、本業務の目的を達成するために有効であると考えられる独自提案がある場合は、提案すること。

5 完了報告

受託者は、委託業務完了後、委託業務に係る事業完了報告書及び「6 成果物」を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年3月31日（火）

(2) 提出場所 〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号 焼津市役所本庁舎6階
焼津市経済部誘致戦略課移住定住推進室

6 成果物

(1) 制作した動画一式データ及びテキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めた電子媒体

(2) 効果検証結果報告書

(3) 業務の実施内容をまとめた資料

※(2)及び(3)については、(1)と併せて電子媒体にても提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、効率的かつ適正に実施されるように、委託業務を総括する制作責任者を置き、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、本市への状況報告等）を徹底すること。

(2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、本市と協議し決定すること。

(3) 本業務に基づき作成される成果品（写真、著作権等）の著作権（著作権法（昭和45年法律48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、すべて本市に帰属し、本市が当該データの編集等の加工及び、インターネットのあらゆる媒体・手段による公開等の二次利用を行うことができることとする。

(4) 成果物は、本市が認めた第三者が、本市の移住及び定住を促進することを目的に二次利用する場合がある。

- (5) 業務実施のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (6) 本業務完了後、本市が受託者の責任に帰すべき理由により成果品が契約内容に適合しない、又はその恐れがあると判断した場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施及び成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。